



令和5年度職員採用試験

☎ 総務課人事係 ☎ 286-3138

福祉、教育、観光、土木、建築、消防など地方公務員の仕事は幅広く、災害対策や感染症対応など、仕事内容は常に変化しています。

これからも「住んでよかった、住み続けたい」府中町であり続けられるよう、さまざまな課題と向き合い、取り組む意欲と行動力のある人をお待ちしています。



申込受付期間

8月1日(火)～21日(月)
※午後5時まで。

第1次試験日

9月17日(日)



広報 ふちゅう 8

目次

- 02 町からのお知らせ
 - 令和5年度職員採用試験
 - 障害のある人と家族のための手当
 - 新しい被保険者証・受給者証
 - 高齢者いきいき活動ポイント事業
 - 高齢者が活用できる支援サービス
 - ひとり親家庭等のための制度
- 9 | まちのわだい
- 10 | ふちゅう子育て応援イクフレ
- 12 | くらしのガイド
 - お知らせ／講座・教室／募集／イベント／スポーツ／相談
- 18 | ふるさとふちゅう再発見
 - 正しいごみ出しにご協力を
- 19 | 図書館からの今月読むならコレ！
府中町消防署からのお知らせ
消費生活相談
休日診療当番医
- 20 | ふちゅうの宝みつけた！
わが家のアイドル

町の人口

令和5年7月1日現在
人口 52,771人
男 25,894人
女 26,877人
世帯数 23,959世帯

令和5年の火災と救急

令和5年7月1日現在
火災 5件
救急 1,279件

記号の説明

- 時日時 所場所 内内容 対対象
- 定定員 持持っているもの
- ¥参加費・料金 講講師・指導
- 甲申し込み方法など
- 縮申込締め切り日 問問い合わせ先
- Ⓜ「高齢者いきいき活動ポイント事業」対象
- ◆料金や申し込み方法の記載がないものは無料、申し込み不要。

受験案内・申込書の入手方法



町ホームページ 受験案内のダウンロードと電子申請による受験申し込みができます。

配布場所 総務課人事係（役場3階）、マイ・フローラ南交流センター、くすのきプラザ、ふちゅう情報プラザつばき館、福寿館、府中公民館、南公民館

郵送による請求 封筒の表に「府中町職員採用試験受験案内・申込書請求」と赤字で明記し、返信用封筒（角型2号の封筒に宛先と郵便番号を明記し、120円切手を貼ったもの）を同封し、郵送してください。

【送付先】 〒735-8686 府中町大通3-5-1 総務課人事係宛

募集職種

| 試験区分 | 受験資格(令和6年4月1日現在の年齢) | 採用予定人数 |
|--------------------|---|-------------|
| 事務職A 土木職E | 平成4年4月2日以降に生まれた人(32歳未満) | 事務職 9人程度 |
| 事務職B | 平成14年4月2日以降に生まれた人(22歳未満) | |
| 事務職C ※職務経験がある人。 | 昭和53年4月2日以降に生まれた人(46歳未満) | |
| 事務職D (障害のある人対象) | 次のいずれかの手帳等の交付を受けている人で、昭和59年4月2日以降に生まれた人(40歳未満) ・身体障害者手帳 ・療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医もしくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ・精神障害者保健福祉手帳 | 土木職 1人程度 |
| 保健師F | 平成6年4月2日以降に生まれた人(30歳未満) | 保健師 2人程度 |
| 栄養士G | 平成元年4月2日以降に生まれた人(35歳未満) | 栄養士 1人程度 |

※すべての試験区分において、学歴、性別は問いません。

※複数の試験区分を受験することはできません。

※受験資格、試験科目など、詳しくは受験案内で確認してください。

message

下水道課（土木職）山本 瞭太

主に下水道工事の設計、監督員業務を行っております。下水道管は地面の下にあるので見ることはありませんが、町民が毎日使うものです。僕もトイレやお風呂で水を下水道に毎日流します。当たり前のことがトラブルなくできていることで町民の生活を陰で支えていると実感でき、それがやりがいでもあります。



子育て支援課（事務職）川路 将太

府中町では、男性の育児休業取得率の向上を目指しており、私自身も第一子が産まれた時に育児休業を取得しました。育児休業を取得する際「周りに迷惑をかけるのではないかと不安でしたが、上司や同僚の理解もあり、安心して取得することができました。また、子育てに関する特別休暇の取得及びテレワーク制度等も活用することができ、子育てとの両立ができています。



まずは相談してください

障害のある人と家族のための手当

☎ 福祉課障害者福祉係 ☎ 286・3161

精神・身体に障害があり、日常生活で特別な介護を必要とする在宅障害者や障害児の保護者などに手当を支給します。

◆ いずれの手当も申請書を提出した日の翌月分から支給となります。

◆ 障害の程度により、認定されない場合があります。

◆ 手当の種類により所得などの要件があります。

◆ すでに手当を受給している人は、現況届を提出する必要がありません。当てはまる人には8月上旬に書類を送付しますので、手続きをししてください。

障害児福祉手当

対象 次の①～④程度の重度の障害があり、常時介護が必要な20歳未満の在宅児童

- ① 身体障害者手帳 おおむね1～2級
- ② 療育手帳 おおむねA～A
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 おおむね1級
- ④ ①～③と同程度

支給額 月額1万5220円

特別児童扶養手当

対象 次の①～④程度の障害がある20歳未満の児童を、家庭で監護している（主に生計を維持する）父、母、養育者

- ① 身体障害者手帳 おおむね1～4級
- ② 療育手帳 おおむねA～B
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 おおむね1～2級
- ④ ①～③と同程度

支給額 (1人あたり月額)

- 1級 5万3700円
- 2級 3万5760円

特別障害者手当

対象 次の①②程度の重度の障害があり、常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の障害者

- ① 重度の障害（おおむね身体障害者手帳1～2級または内科的疾患、知的障害、重度の精神疾患）が重複する人
- ② 重度の障害があり、日常生活において①と同程度の介護を必要とする人

支給額 月額2万7980円

届いていますか？

新しい被保険者証・受給者証

左表の被保険者証と受給者証を更新し、7月に発送しました。8月1日以降に医療機関で受診する際は、必ず新しい被保険者証・受給者証を窓口に提示してください。

※届いていない場合はお問い合わせください。

| 種類 | 色 | 留意点 | 問い合わせ |
|----------------------|-------|---|-------------------------------|
| 国保被保険者証・被保険者証兼高齢受給者証 | オレンジ色 | 更新申請は不要。 有効期限：令和6年7月31日 ※令和6年7月31日までに70歳になる人は、70歳になる月の末日まで。令和6年7月31日までに75歳になる人は、75歳になる日の前日まで。 | 保険年金課 国民健康保険係 ☎286-3236 |
| 後期高齢者医療被保険者証 | 紫色 | 更新申請は不要。 有効期限：令和6年7月31日 | 保険年金課 年金福祉医療係 ☎286-3154 |
| 重度心身障害者医療費受給者証 | 水色 | 更新申請が済んでいる人には発送しています。 申請がまだの人は、至急申請してください。 | 福祉課 障害者福祉係 ☎286-3161 |
| ひとり親家庭等医療費受給者証 | 黄色 | | 子育て支援課 こども家庭係 ☎286-3163 |

高齢者いきいき活動ポイント事業

☎ 高齢介護課高齢者福祉係

☎ 286・3256

町では、高齢者の皆さんが自ら行う健康づくりと、地域づくり活動への参加を応援することを目的に、「高齢者いきいき活動ポイント事業」を行っています。体を壊さないよう、無理のない範囲でご参加ください。

対象者

9月1日に町内に住所がある65歳以上の人

ポイント付与の流れ（抜粋）

①新しいポイント手帳（表紙がブルー）を受け取る（8月下旬に送付）
※手帳と一緒に、活動団体一覧などを送付します。

②活動団体が行うポイント付与対象事業に参加

③活動団体が活動内容を確認し、ポイント手帳にスタンプを押印
④1年間ポイント貯めて、町にポイント手帳を提出

⑤集めたポイント数に応じて、町が奨励金を支給

年間獲得ポイント数の上限

100ポイント（上限1万円）

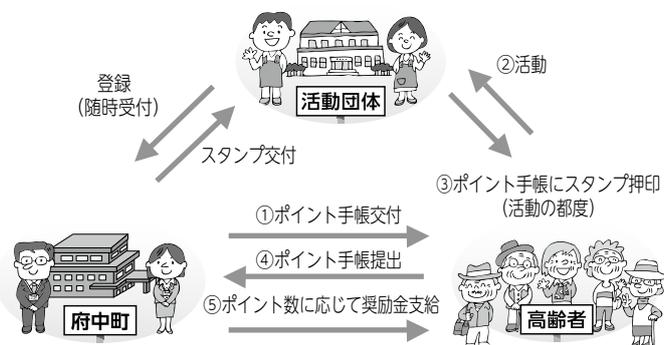
ポイント付与期間

9月1日～翌年8月31日

※令和4年度のポイント手帳（オレンジ色）の活動期間は8月末

までです。貯めたポイントは令和5年度のポイント手帳に繰り越すことができません。

ポイント事業の流れ



◆活動団体も随時登録を受け付けています。

高齢者いきいき活動ポイント事業

Q & A



Q 個人の活動は対象になりますか

A ポイント事業は、第三者が活動実績を確認できる場合に限り、ポイントを付与しています。個人での活動を否定するものではありませんが、第三者による実績確認ができない活動は、対象となりません。新たにグループを作るか、すでにあるグループに参加することをご検討ください。

Q 活動実績を確認できない場合でもスタンプを押してもいいですか

A 活動実績が確認できない場合は、スタンプを押すことはできません。

Q 町外に転出した場合、ポイント手帳はどうなりますか

A 町外に転出された場合でも、ポイント手帳の有効期限内であれば使用できます。また、広島市、海田町の登録団体が行う活動に参加した場合もポイントが付与されます。

◆本紙に掲載しているポイント付与の対象となる事業には、**㊦**を表示しています。

◆状況に応じ、マスクの着用・手洗いの徹底など、必要な感染防止対策に努めていただいたうえでご参加ください。

高齢者が活用できる支援サービス (介護保険を除く)

☎高齢介護課高齢者福祉係 (役場 2階⑪番窓口) ☎ 286 - 3256

★マークは、要介護・要支援認定などを受けていない人が対象です。

☎対象 ☎場所 ☎参加費など ☎持ってくるもの ☎定員 ☎申し込み方法

はじめてみませんか! 運動教室

| 事業内容 | 対象・場所・利用料など |
|-----------------|--|
| 筋力アップ教室★ | 筋力向上のための運動を行い、膝・腰の痛み、将来の転倒を予防します。 自宅でも続けられるストレッチや筋トレを健康運動指導士等が紹介します。 ☎町内在住の65歳以上★ ☎マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター(月)、マイ・フローラ南交流センター(木)、北交流センター(金) ☎1回100円(週1回、3ヶ月) |
| シルバー筋力トレーニング教室★ | ☎町内在住の65歳以上★ ☎シルバーワークプラザ ☎1回300円(毎週木) |
| プール活用健康づくり★ | ☎サン府中スイミングスクール ☎水泳帽子、水着、タオル、飲み物 ◎介護予防教室 ・流水ウォーキング 9月25日から毎週月曜 午後1時～2時 ・水中トレーニング 9月19日から毎週火曜 午前11時～正午 ・足腰らくらくウォーキング 9月21日から毎週木曜 午前10時30分～11時30分 ☎町内在住の主に65歳以上★ ☎各12人※64歳以下の方は、定員に空きがある場合受け付けます。 ☎3,850円(4回) ☎電話・高齢介護課窓口(役場2階)で ※先着順、初めての人優先。 ※治療中の人は、かかりつけ医に相談し、申し込んでください。 ◎フリーコース(毎週日曜日) ☎町内在住の65歳以上※介護保険被保険者証の提示が必要 ☎1回200円 |

介護予防教室受講生募集!
8月8日(火)から
申込受付開始

ご家族を介護している人で対象になる人

| 事業内容 | 対象・場所・利用料など |
|---------|--|
| 家族介護教室★ | 介護技術(移動・食事・トイレ介助など)や疲れをとるストレッチなどを習います。 ☎要介護者を介護するご家族など(介護者及び要介護者とも町内在住の人) |
| おむつ代の助成 | おむつ用品を購入できるクーポン券を支給します。 ☎町内の住宅に居住し、自宅で要介護3～5の方を介護している同居(住民票の住所が同じ)の人(介護者及び要介護者とも町民税非課税世帯) ※要介護3の人は排尿、排便の介護が必要な人に限る。 ※施設入所および入院されている場合や生活保護を受給している場合は対象になりません。 |

暮らしやすい地域づくりのために

| 事業内容 | 対象・場所・利用料など |
|---------------|--|
| 生きがいと健康づくり推進 | 講師代・レクリエーション代・部屋代・材料費等、活動費の半額を助成。 ☎町内で、高齢者への支援活動をしているボランティア団体や介護予防団体 |
| 認知症サポーター養成講座★ | 認知症を正しく理解し、認知症の人へのよりよい対応方法を学びます。 ☎どなたでも※町内在住、在勤の人。 |
| 高齢者SOS搜索支援 | 対象者の情報を事前に身近な地域で登録・共有し、日頃から見守ります。見守りシール等を活用して行方不明時の早期発見につなげます。 ☎町内在住の認知症で徘徊がある人 |

備えあれば憂いなし、ご活用ください！

| 事業内容 | 対象・場所・利用料など |
|---------------------------|---|
| 24時間あんしんコール 「緊急通報システム」 | ボタン1つで看護師などが24時間電話対応します。 ☑町内在住の65歳以上で、昼間に高齢者のみとなる世帯か、身体障害者手帳1～3級の所持者のみの世帯 ¥400円/月 |
| お元気ですか 「見守り電話」 | 月に一度、お伺い電話と訪問をします。 ☑町内在住の65歳以上で昼間に高齢者のみとなる世帯の人 ¥200円/月 |
| 住宅改造費の助成 | 自宅に手すりやスロープを付けるときの改造費の9割(1世帯の上限9万円)を助成します。 ☑要介護・要支援認定のない75歳以上で、所得税非課税世帯の人 ※必ず工事着工前に申し込んでください。 |
| 救急医療情報キット | 万が一救急車を呼んだ時、速やか救急活動を行えるよう、保険証の写しやかかりつけ医の情報をまとめておけるもの。 ☑町内在住の70歳以上の人または健康に不安がある人 |

日常生活で不便を感じたときに

| 事業内容 | 対象・場所・利用料など |
|-------------------------|--|
| ホームへの短期宿泊 | 老人ホーム等に宿泊し、生活習慣の改善や体調の調整を図ります。(原則6か月に7日まで) ☑町内在住の65歳以上★ ¥1泊4,000円程度 |
| 生活のお手伝い 「軽度生活援助」 | 季節の機器の入れ替えなどのお手伝いします。(1回1時間、月2回まで) ☑町内在住の65歳以上で高齢者のみ世帯の人 ¥1回200円 |
| 大型ごみ搬出のお手伝い 「生活環境支援」 | 自宅に戸別訪問して大型ごみを収集します。(年2回まで) ☑町内在住で次の①～⑤のいずれかに当てはまる人のみの世帯 ①要介護1～5 ②身体障害者手帳1・2級 ③療育手帳A・B ④精神障害者保健福祉手帳1級 ⑤75歳以上 ¥1回550円 |

いきいき元気な暮らしを続けるために

| 事業内容 | 対象・場所・利用料など |
|------------------------|--|
| 介護予防巡回教室 | スタッフが、指定の場所・時間に伺い、自宅で取り組める介護予防体操・食事・口腔ケアなどのミニ講習会をします。(1回1時間、年1回) ☑町内在住の65歳以上の5人以上のグループ |
| 健康マージャン教室 [㊦] | 賭けない、吸わない、飲まないマージャン(毎週月曜、6か月) ☑北交流センター ☑町内在住の65歳以上で要介護1～5でない、マージャン未経験の人 ¥1回200円 |
| オレンジサロン [㊦] | 認知症予防のためのゲーム、体操、手芸などを行います。 ☑マイ・フローラ南交流センター、府中公民館、東地区センター、シルバーワークプラザ、鶴江地区センター、オレンジサロン農園 ☑町内在住の65歳以上で食事、排泄、移動が自力で可能な人 ¥1回200円 |
| いきいき百歳体操 [㊦] | DVDの映像に合わせて体操を行い、筋力アップができます。 ※団体によって参加条件が異なります。実施場所・対象者については高齢介護課までお問い合わせください。 |

シルバー人材センターで活躍してみませんか？

☑(公社)府中町シルバー人材センター ☎285-0161

府中町のシルバー人材センターには現在約400人の高齢者が会員登録し、一般家庭の植木のせん定や草刈り、家事のお手伝い、シルバーママなどの保育サービスなど、それぞれの特技を活かした業務に従事しています。

☑町内在住の60歳以上の人で健康かつ働く意欲のある人

※毎月第3金曜日午後1時30分から、入会説明会を行っています。お気軽にお問い合わせください。

ご存知ですか

ひとり親家庭等のための制度

子育て支援課 子育て支援課 子育て支援課
☎286・3163

児童扶養手当

ひとり親家庭等の自立を支援するため、18歳以下（18歳の誕生日以後最初の3月31日まで）の児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母などに支給します。

対象 次のいずれかの状況にある児童を養育している、父・母・養育者

- ◆ 父母が離婚した
 - ◆ 父または母が死亡もしくは生死不明である
 - ◆ 父または母が重度の障害の状況にある
 - ◆ 父または母に1年以上遺棄されている
 - ◆ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
 - ◆ 父または母が1年以上拘禁されている
 - ◆ 婚姻によらないで生まれ、父または母から養育されていない
- 申請方法** 要件に当てはまる人は、子育て支援課 子育て支援課(役場2階④番窓口)で申請に必要な書類を確認のうえ、認定請求書を出してください。審査・認定後、申請した月の翌月分から手当を支給します。

手当月額 手当月額は所得に応じて次のとおり決定します。受給者または同居の扶養義務者の所得が一定額以上ある場合は、手当の一部または全部が支給されません。

- ① 児童1人 4万4140円〜1万410円
- ② 児童2人目 ①の金額に1万4200円〜5万2100円加算
- ③ 児童3人目以降 1人につき①②の合計額に6万2500円〜3万3000円加算

現況届の提出 すでに受給資格の認定を受けている人は、現況届の提出が必要です。当てはまる人には7月末に書類を送付していただきます。8月中に手続きをしてください。

※提出がない場合は、11月分以降の手当が支給できなくなりますので、注意してください。

その他の主な制度

| 制度の名称 | | 概要 | 問い合わせ |
|-------|-----------------|---|--|
| 貸付 | 母子・父子・寡婦福祉資金 | ひとり親家庭等の入・寡婦の人への目的に応じた資金の貸し付け制度。※要事前相談。 | 子育て支援課 子育て支援課 ☎286-3163 |
| 手当 | 府中町ひとり親家庭等入学祝金 | ひとり親家庭等の児童が小学校または中学校に入学する時に、入学祝金を支給。※所得制限あり。 | |
| 助成 | ひとり親家庭等医療費助成 | ひとり親家庭等の人が医療機関にかかったとき、医療費の自己負担分を助成。※所得税非課税世帯のみ。 | 学校教育課 ☎286-3271 環境課 環境衛生係 ☎286-3242 子育て支援課 子育て支援課 ☎286-3163 |
| | 就学援助費 | 小中学校に通学している児童・生徒の給食費・学用品費等を援助。※所得制限あり。 | |
| | 上下水道料金の一部助成(減免) | ひとり親家庭等の世帯が居住している住宅の水道料金および下水道使用料の一部を助成(減免)。※所得制限あり。 | |
| | 自立支援教育訓練給付金 | 就職のための教育訓練講座の受講に要した経費のうち60%を支給。※要事前相談、所得制限あり。 | |
| | 高等職業訓練促進給付金 | 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士等の資格取得のための養成機関で1年以上(令和6年3月31日までに修業開始する場合は6か月以上)修業する人に修業期間の生活費(月10万円もしくは7万5000円)を支給。※要事前相談、所得制限あり。 | |
| 税金 | ひとり親控除 | 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子がいる合計所得金額が500万円以下の単身者は、所得控除あり。 | 税務課町民税係 ☎286-3143 |
| | 寡婦控除 | 「ひとり親控除」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに当てはまる人は、所得控除あり。 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人 ②夫と死別した後婚姻していない、または夫が生死不明のままである人(扶養親族の要件なし) | |